

<h1 style="margin: 0;">現場説明書</h1>		仙台市水道局浄水部茂庭浄水課																																						
下記のとおり説明いたします。																																								
1	設計番号	水茂原 第2019-27号																																						
2	委託業務名	茂庭浄水場接合井(1~5号)落石防護柵補修基本設計業務委託																																						
3	現場説明場所																																							
4	<p>※本業務委託は、「設計業務等標準積算基準書(平成30年度版)(一財)経済調査会発行」により予定価格を算出している業務委託です。</p> <p>1. 本委託の履行期限は、令和2年3月31日までとする。</p> <p>2. 現場説明に対する質問及び回答について。</p> <p>(1)本現場説明書、仕様書、特記仕様書及び図面等に対する質問は「設計図書等に関する質問・回答書」により提出すること。</p> <p>(2)(1)の質問に対して、契約図書の内容に沿わない場合は回答しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;">質問書提出期限</td> <td>令和元年9月25日</td> </tr> <tr> <td>質問書提出先</td> <td>仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係</td> </tr> <tr> <td>回答期間</td> <td>令和元年10月1日 から 令和元年10月8日</td> </tr> <tr> <td>回答場所</td> <td>仙台市水道局4階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ</td> </tr> </table> <p>3. 本委託は、仙台市水道局契約規程(昭和39年仙台市水道局規程第17号)、契約書及び設計図書に基づき行うものとする。</p> <p>なお、設計図書と参考図書の取扱いは、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">図書名</th> <th style="width: 30%;">設計図書</th> <th style="width: 30%;">参考図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計書表紙</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場説明書及び回答書</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記仕様書</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量総括表</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務委託費内訳書</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>内訳書</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>単価表</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>位置図</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>参考図</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 本委託においては、仙台市水道局作成の土木設計業務等委託共通仕様書(平成31年4月)に基づき履行するものとする。</p> <p>5. 業務実績登録(テクリス)</p> <p>受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、調査員の確認を受けたくうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p>		質問書提出期限	令和元年9月25日	質問書提出先	仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係	回答期間	令和元年10月1日 から 令和元年10月8日	回答場所	仙台市水道局4階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ	図書名	設計図書	参考図書	設計書表紙	○		現場説明書及び回答書	○		特記仕様書	○		数量総括表	○		業務委託費内訳書		○	内訳書		○	単価表		○	位置図		○	参考図		○
質問書提出期限	令和元年9月25日																																							
質問書提出先	仙台市水道局 総務部 企画財務課 契約係																																							
回答期間	令和元年10月1日 から 令和元年10月8日																																							
回答場所	仙台市水道局4階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ																																							
図書名	設計図書	参考図書																																						
設計書表紙	○																																							
現場説明書及び回答書	○																																							
特記仕様書	○																																							
数量総括表	○																																							
業務委託費内訳書		○																																						
内訳書		○																																						
単価表		○																																						
位置図		○																																						
参考図		○																																						

	<p>なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日(休日等を除く)以内に調査員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>6. 受託者は、仙台市水道局契約規程及び前金払取扱要綱の定めにより、前払金の支払いを請求できる。</p> <p>7. 成果品 成果品については仕様書に基づくものとし、調査員と十分協議のうえ提出するものとする。 なお、重要構造物についてはチェックリスト、チェックシートを併せて提出するものとする。</p> <p>8. ウィークリースタンスの取り組み運用について 本業務はウィークリースタンスの取り組み運用対象業務であることから、「委託業務におけるウィークリースタンスの取り組み運用」に基づき取り組むものとする。</p> <p>9. 本業務の積算は、消費税率10%で積算している。</p>
--	--

水茂原 第 2019-27 号

茂庭浄水場接合井（1～5 号）落石防護柵補修基本設計業務委託

特 記 仕 様 書

仙台市水道局 浄水部 茂庭浄水課

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本業務は、仙台市水道局契約規程に基づく契約書及び設計図書により行うものとする。なお、本特記仕様書は、「水茂原 第 2019-27 号 茂庭浄水場接合井（1～5 号）落石防護柵補修基本設計業務委託」に適用する。

1.2 共通仕様書との関連

本業務は、特記仕様書によるほか仙台市水道局「土木設計業務等委託共通仕様書—平成 31 年 4 月」に基づき履行するものとし、これに記載のない事項については宮城県土木部「共通仕様書（建設関連業務）（平成 30 年 10 月以降）」の文中における宮城県を仙台市と読み替え準用するものとする。また、これらの規程に適合しない事項については調査職員との協議による。

1.3 履行期間

本業務の履行期間は、着手の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

1.4 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、「一部再委託承諾願」を提出し発注者の承諾を得なければならない。なお、設計業務における総合的な企画及び判断並びに設計業務遂行管理については再委託することができない。

1.5 業務の実施時期

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理の徹底について検討を行い設計に反映させるものとし、その成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。

1.6 管理技術者、照査技術者に対する要件

以下のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門「建設一般並びに河川，砂防及び海岸・海洋」）
- ・技術士（総合技術監理部門「建設一般及び道路」）
- ・技術士（建設部門「河川，砂防及び海岸・海洋」）
- ・技術士（建設部門「道路」）
- ・RCCM（河川，砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（道路）

1.7 注意事項

- (1) 本業務に関わる現地踏査は、稼働中の水道施設内で行うことから、事前に調査職員に報告し、維持管理作業等との調整を図るとともに、本業務と無関係な場所へは立ち入らないこと。
- (2) 現地踏査等においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置を講じること。

1.8 その他

- (1) 本特記仕様書，設計書に記載のない事項であっても業務上当然必要と認められるものについては受注者の責任で行うこと。

(2) 受注者は、本業務完了後であっても本業務についての説明を求められた場合は担当者を派遣しなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

2. 業務内容

2.1 目的

本業務は、茂庭浄水場導水路の接合井※に設置している落石防護柵の補修、落石防護柵未設置の接合井については落石防護柵の必要性の検討、及び各接合井上部法面の落石対策の検討を目的とした基本設計業務委託である。

※接合井・・・導水隧道と導水管の接続箇所で、導水路内の水圧と流量を調整する施設。

2.2 対象施設

本業務の対象設備は、下表に示す通りである。

施設名	住所	落石防護柵等の有無
1号接合井	太白区秋保町湯元字上原 37-4	ネットフェンス (S45 頃設置)・L=約 20m
2号接合井	太白区茂庭字中谷地山 8-3	落石防止柵 (S45 頃設置)・L=約 10m
3号接合井	太白区茂庭字中谷地山 2-9	なし
4号接合井	太白区茂庭字鹿ノ上 2-17	なし
5号接合井	太白区茂庭字愛宕山 33-2	落石防止柵 (S45 設置)・L=約 20m

2.3 業務項目

本業務における業務項目については以下の通りとする。

(1) 設計準備

1) 業務計画書作成

業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、土木設計業務等委託共通仕様書に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。

2) 既存資料の収集・整理・復元図作成

完成図面や土地境界図面をはじめとする既存資料をあらかじめ収集整理し、1～5号接合井の既存資料から本業務委託に使用する各種図面を作成する。

(2) 基礎調査

1) 現地踏査

既存資料と現地との整合性を目視により確認し、周辺状況を確認する。また地下埋設物、支障物件、現地条件、接合井上部法面の状況等の調査を行う。

2) 落石防護柵の健全性調査 (1・2・5号)

1号・2号・5号接合井の落石防護柵等の健全性を調査する。

3) 落石防護柵未設置接合井の必要性検討 (3・4号)

3号・4号接合井は落石防護柵が未設置だが、両接合井とも高さ 20m程度の法面(局用地)が近接しており落石等の危険があることから落石防護柵等の必要性について検討する。

(3) 設計

1号・2号・5号接合井の落石防護柵等についての補修基本設計を行う。なお、3号・4号接合井は落石防護柵等が未設置だが、(2)基礎調査3)落石防護柵未設置接合井の必要性検討(3・4号)の結果により落石防護柵等の設置が必要となった場合は追加分の数量や設計内容を設計変更にて対応する。

1) 設計計画

現地踏査や既存資料等の確認を踏まえ、落石防護柵の補修又は更新、接合井上部法面保護工等の構造計画、工法比較等と施工性、経済性、維持管理性を考慮して施工計画を行う。

2) 設計条件の確認

施工計画により補修対策等を施工する場所の制約条件を整理して設計方針を決定する。

3) 仮設計画

施工計画により必要となる仮設構造物(資機材の搬出入方法の検討含む)の計画を行う。

4) 設計計算・設計図

施工計画により必要となる構造計算、安定計算、仮設構造物計算、概略設計図面の作成を行う。

5) 数量計算

数量計算と概算工事費の算出を行う。

6) 照査

各種指針・基準書等との整合性を確認し、設計条件、比較検討結果、設計計画の妥当性、設計図書(各種計算書、数量、図面等)等の精査を行う。

(4) 設計協議

設計業務着手時、中間打合せ1回、及び設計業務完了時に実施する。中間打合せは、業務の主要な区切りにおいて行う。

2.4 報告書作成

基礎資料の収集整理、既存設備の再評価、基本設計について、分かり易くとりまとめるとともに、業務進捗に応じて実施される発注者内部協議資料や概要報告書の作成を行う。

2.5 成果品について

報告書の印刷・製本は仙台市水道局「土木設計業務等共通仕様書」による。また、図面等の各種データを保存している電子媒体の提出も行うこと。成果品及び提出部数は下記のとおりとする。

(1) 報告書および設計図書 3部

(報告書のデータを記録した記録媒体を添付すること)

(2) 調査職員が指示したCAD等データ 3部

(データを記録した記録媒体を調査報告書に添付すること)

(3) その他調査職員が指示したもの(概要版等)